

愛媛県市町議会議員の公務災害補償等に関する条例第4条の2第1項及び第4条の3第1項の規定に基づき組合長が定める額

平成17年4月1日告示第1号

改正 平成19年4月18日告示第38号 平成20年4月30日告示第22号
平成21年5月8日告示第24号 平成25年5月1日告示第11号
平成26年4月30日告示第6号 令和元年6月5日告示第3号

愛媛県市町議会議員の公務災害補償等に関する条例（平成17年条例第21号）第4条の2第1項及び第4条の3第1項の規定に基づき、組合長が定める額を次のように定める。

愛媛県市町議会議員の公務災害補償等に関する条例第4条の2第1項及び第4条の3第1項の組合長が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,900円	13,285円
20歳以上25歳未満	5,484円	13,285円
25歳以上30歳未満	6,010円	14,249円
30歳以上35歳未満	6,389円	17,285円
35歳以上40歳未満	6,760円	19,052円
40歳以上45歳未満	7,042円	21,399円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,304円
50歳以上55歳未満	6,913円	25,232円
55歳以上60歳未満	6,424円	24,797円
60歳以上65歳未満	5,221円	19,769円
65歳以上70歳未満	3,960円	14,997円
70歳以上	3,960円	13,285円

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月18日告示第38号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成19年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月30日告示第22号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成20年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成21年5月8日告示第24号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成21年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に

係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成25年5月1日告示第11号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成25年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年4月30日告示第6号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成26年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月5日告示第3号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。